

新居浜市賃借料情報

平成21年度の農地法改正により、標準小作料の制度は無くなりました。以後は、実際に締結された小作料の情報を提供していますので、農地の貸し借りの契約（賃貸借）の参考にしてください。

平成25年12月から平成26年10月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当り）は、次のとおりとなっております。

平成 26 年 12 月 1 日

新居浜市農業委員会会長 小野 輝雄

1 田（水稻）の部

締結（公告）された地域		平均額	最高額	最低額	データ数
垣生地区	基盤整備地区	8,445 円	8,445 円	8,445 円	1
多喜浜地区	基盤整備地区	3,378 円	3,378 円	3,378 円	1
泉川地区	基盤整備地区	5,905 円	5,905 円	5,905 円	2
船木地区	基盤整備地区	10,000 円	10,000 円	10,000 円	1
大生院地区	基盤整備地区	3,465 円	5,095 円	2,150 円	8
（参考）新居浜市平均		6,239 円			13

2 畑（普通畑）の部

締結（公告）された地域		平均額	最高額	最低額	データ数
船木地区	基盤整備地区	31,500 円	31,500 円	31,500 円	2
（参考）新居浜市平均		31,500 円			2

※1 データ数は、集計に用いた筆数です。

※2 賃借料を物納支給（水稻）としている場合は、玄米60kg当たり15,000円として換算しています。

※3 金額は、算出結果を四捨五入して100円単位にしています。

※4 「（参考）新居浜市平均」の平均額は、各区分のデータの総計を平均した値です。